

バリアフリー化のイメージ

バリアフリー化の実現に向け、国・都・区等の関係事業者は、目標時期を設定し事業を進めます。
また、本計画で位置付けた生活関連施設のうち民間の施設について、足立区は各施設管理者に対し、一体的なバリアフリー化への協力を呼びかけていきます。



ホームドアの設置



歩きやすい園路へ改善



歩道から建物まで、連続した視覚障害者誘導用ブロックの敷設



オストメイト設備のついただれでもトイレの設置

詳しい計画内容をお知りになりたい方は、本計画に関する区のHP をご覧いただくか、下記の担当係までお問い合わせください。
<https://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/barrier-free-suisinkeikaku-juutenseibitiku.html>

足立区 都市建設部 都市計画課
ユニバーサルデザイン担当係

〒120 - 8510 東京都足立区中央本町 1-17-1
☎03 - 3880 - 5111 (代表) FAX03 - 3880 - 5619
発行年月：平成 29 年 3 月 登録番号：28 - 2326



足立区役所周辺が
バリアフリーな
地域に変わります！

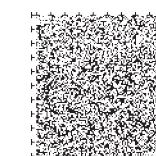
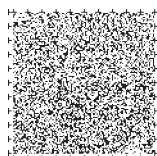


足立区バリアフリー地区別計画 (区役所周辺地区編) 概要版



足立区は区内のバリアフリー化に向けて動き始めました。5つの地域を重点的に整備を進める地域に選定し、まずは、区役所周辺から始めます。

右のマークは音声コードで、専用の読み上げ装置を使用して、音声で内容を聞き取ることができます。



基本的な方針

- ①区役所を中心とした徒歩圏内で、不特定多数の人が利用する施設と経路を対象に、一体的なバリアフリー化を推進します。
- ②高齢者、障がい者、子ども、子育て中の方等が、円滑にアクセスできるように、公共交通から区役所または区役所周辺にある施設へ、バリアフリー化された歩行空間のネットワークを形成します。
- ③ハード整備に加え、ソフト面の対応策も推進します。

対象の設定

- ①生活関連施設：バリアフリー化の対象とする施設
- ②生活関連経路：生活関連施設を結ぶ、バリアフリー化の対象とする経路
- ③重点整備地区の区域：生活関連施設と生活関連経路で構成されるバリアフリー化を優先的に進める区域

バリアフリー化の内容

鉄道駅

- ホームドア等の設置

道路

- 歩道の段差・勾配の改善
- 歩行空間の平坦性の確保
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 通行動線上にあるマンホールの蓋の改善
- 無電柱化の推進
- マンホール部の路面の改善
- 都市計画道路補助138号線(中央本町1丁目～青井2丁目)の整備
- 都市計画道路補助256号線(環七通り～補助138号線)の整備

公園

- 階段の段鼻の視認性の改善
- 園路の平坦性の確保
- トイレ前の段差の解消
- オストメイト対応トイレの設置
- トイレ内にベビーチェアを設置
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置

信号機・横断歩道等

- 信号機の改良
- エスコートゾーンの整備
- 標識、表示の高輝度化
- 違法駐車車両の指導取締り等

建築物

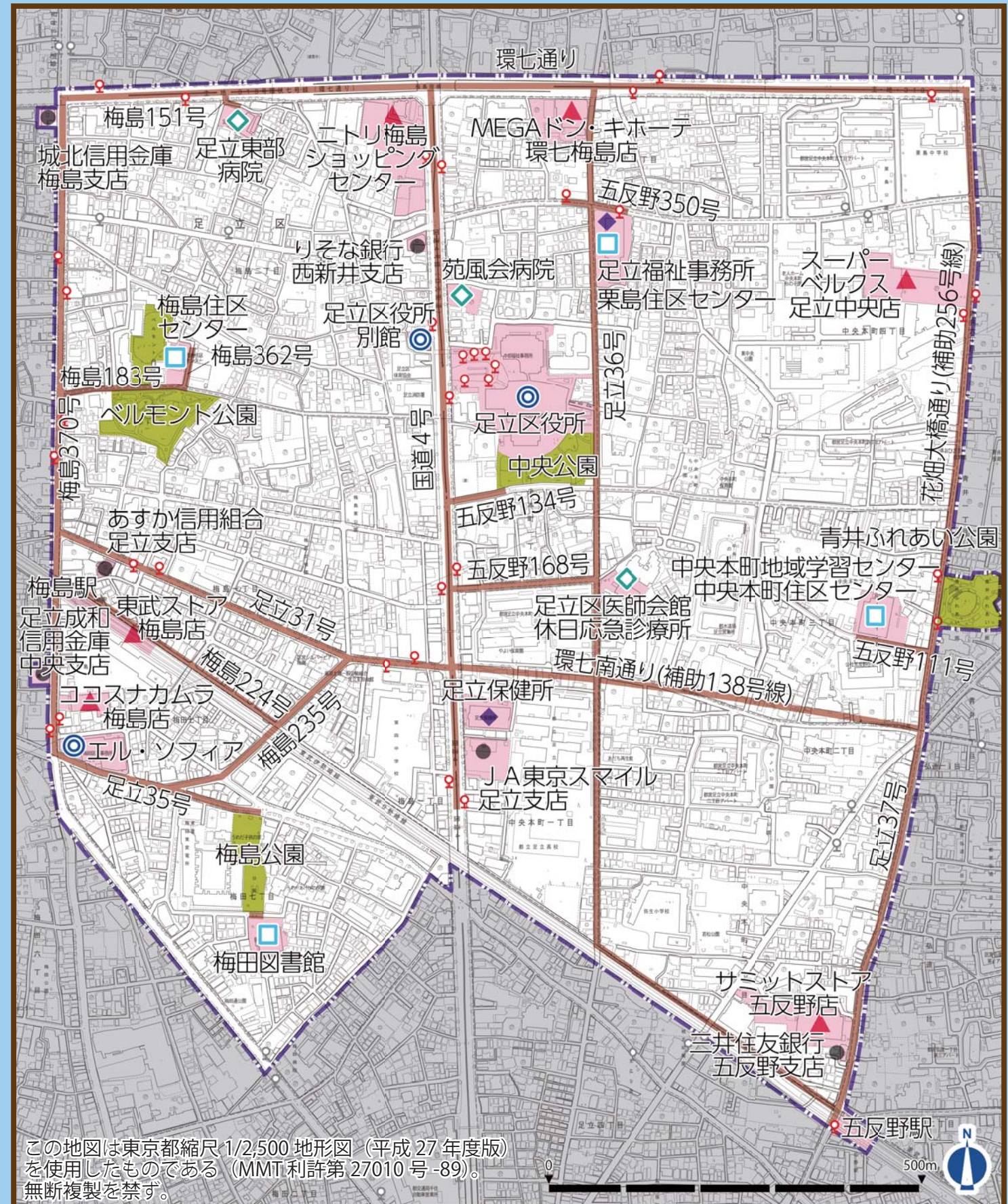
- バス乗り場及びタクシー乗り場の案内の改善
- タクシー乗り場の段差の解消
- 障がい者等用駐車スペースの改善
- 敷地内通路等の通行動線上にある溝蓋の改善
- 出入口部の段差の解消
- 視覚障害者誘導用ブロックの改善
- 案内サインの改善
- 車椅子使用者に対応したカウンターの設置
- 筆談用具の準備・その表示の設置
- エレベーターの設置・改善
- 洋式トイレの増設
- だれでもトイレの設置・改善
- トイレに触知図案内等を設置
- オストメイト対応トイレの設置
- トイレ内に折りたたみ式大型ベッドを設置
- 授乳やおむつ交換ができるスペースの確保

バス停

- バス停に上屋を設置
- バス停にベンチを設置
- バス停の案内表示の改善

その他

- 歩道等の不法占用に対する移動・撤去等の指導実施
- 自転車利用のルールとマナーに関する広報活動及び啓発活動の実施
- 職員・従業員等に対する接遇・介助に関わる教育の実施
- 区民の理解を深めるための啓発活動の実施



凡例	
●	公共施設
□	文化・スポーツ施設
◆	保健・福祉施設
◇	医療機関
▲	商業施設
●	金融機関
■	生活関連施設
■	生活関連施設(公園)
—	生活関連経路
□	重点整備地区
○	バス停

